

富山県自転車活用推進条例の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

意見募集期間：2025（令和7）年12月15日（月曜日）から2026（令和8）年1月12日（月曜日）まで

意見提出件数：2件（2名）

No	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	<p>今回の論点（条例一部改正）を逸脱しますが、次回改正時（27年以降）に期待し参考までに。</p> <p>冬季や昨今の異常気象（夏の高温・豪雨など）などの自転車に乗りにくいシーズンのために、「乗らない時期も楽しめる」リアル×バーチャル施策を県の自転車活用推進計画に組み込み、関係人口の創出や交通安全意識（ヘルメット等）の定着を図ってみてはどうか。</p>	<p>ご提案の内容については、（条例改正まで必要なものではありませんが、）今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
2	<p>＜一部改正（案）全体について＞</p> <ul style="list-style-type: none">・近年、自転車利用者の加害事故において、損害賠償額が高額になるケースが多くなっていることから、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化することに賛同する。 <p>＜第14条第3項について＞</p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通省における標準条例に準拠されており、条文の修正まで求めるものではないが、原案では、個人で加入する「自転車保険（個人賠償責任保険）」で業務中の自転車加害事故についても補償を受けられると誤解を招くおそれがある。・業務中の賠償事故は、個人で加入している自転車保険では補償されず、「施設賠償責任保険」のような事業者向けの保険に加入す	<p>＜第14条第3項について＞</p> <p>関係機関・団体等とも連携しながら、周知・広報に努めてまいります。</p>

	る必要があるので、この点についても周知してほしい。	
--	---------------------------	--